

へき地級地見直しに関する意見書

へき地校の級地指定見直しは6年ごとに行われることになっており、本来であれば昨年度が見直しの時期でしたが、文部科学省は中央教育審議会で教職員給与が議論されていることを理由に1年先延ばし、今年度調査を実施し、平成21年1月から新級地となる予定です。今回の見直しでは、山間部を中心に見直しを行うとしているため、多くのへき地校が級地引き下げになることが危惧されます。

へき地教育振興法第1条では、「この法律は、教育の機会均等の趣旨に基づき、かつ、へき地における教育の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体がへき地における教育を振興するために実施しなければならない諸施策を明らかにし、もってへき地における教育の水準の向上を図ることを目的とする。」と明記しています。同法の第5条の2で規定されているへき地手当は、教育の機会均等の趣旨に基づき、へき地校における教育水準の向上を図るため、優秀な教職員を確保するために設けられているものです。

現在、へき地をめぐる教育環境は、市町村合併や学校統廃合、人口減少や情報及び文化的諸施設等の大都市集中化の中で、ますます厳しいものになっています。交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない離島、多雪地帯に所在することによる不便さが十分考慮されておらず、現行の級地指定基準が必ずしも実情に合っていない状況もあります。こうした中で、へき地の教育を守るため、地域の保護者、教職員からの改善要望が高まっています。

この間、都市部とのいわゆる相対的へき地性は一層拡大し、とりわけ離島、多雪地帯などの人事異動に一層の困難を来たしています。へき地校に勤務する教職員は、学校での授業と同時に、地域社会と密接な連携をとって子どもたちの教育に当たっています。もし現行の級地が引き下げられたら、国等からの補助金の有無にも影響を与え、今でさえさまざまな困難性を持つへき地の教育が一層困難になることが考えられ、へき地教育振興法における教育の機会均等の趣旨に反することになります。

よって、県当局におかれては、へき地教育振興法における教育の機会均等の趣旨を踏まえ、本県のへき地教育振興とへき地校に通う子どもたちへの教育の充実及びへき地校において教員を確保する観点から、次の事項が実現されるよう、強く要望いたします。

- 1 へき地級地の維持・改善を行うこと。
- 2 へき地級地指定基準の見直しに当たっては、へき地教育の振興と教育の機会均等を保障し、へき地校における教職員の確保の観点から行うこと。
- 3 へき地級地指定基準見直しに当たっては、離島の状況や山間部の積雪等の状況を十分考慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年6月27日

長岡市議会議長 五 井 文 雄

(あて先)

県人事委員会委員長、県教育委員会委員長、県教育長